

文化施策の点検・見直しについて

平成30年8月
北海道環境生活部文化振興課

1 趣旨

国において、平成29年6月に文化芸術振興基本法が改正され、また、本年3月に、「文化芸術振興基本計画」が策定されたことを踏まえて、道においては、施策の点検を行い、今後の文化施策の方向性を検討する。

2 文化芸術振興基本法の改正概要（改正により文化芸術基本法に名称変更） 別紙1のとおり

3 文化芸術振興基本計画の概要

別紙2のとおり

4 道における点検・見直しの考え方

(1) 各種施策の国の動きを踏まえた点検

新たに文化芸術基本法に取り込まれた、「観光」「まちづくり」「国際交流」等の分野における文化関連施策についても現状を把握

(2) 地域の文化振興に関する課題や新たなニーズの把握

- ・道民意識調査による道民意識の把握
- ・文化関係団体、市町村等に対するアンケート調査による
課題・ニーズ等の把握

5 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------|
| ・文化関係団体・市町村への調査 | ～9月 |
| ・施策の点検 | ～10月 |
| ・道民意識調査 | ～11月 |
| ・審議会における審議 | 12月～ |
| ・方向性の決定 | ～3月 |

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の基本的な方向性を示したもの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。

- 關係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(關係府省庁の局長級会議)での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広く取り取って審議。

文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値

(本質的価値)

・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
・文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)
・他者と共に感じ合う心、人間相互の理解を促進
・質の高い経済活動を実現

・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
・文化の多様性を維持、世界平和の基礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

文化芸術立国の実現を

II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のようく定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

III・IV 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)

戦略3

国際文化交流・協力の推進と
文化芸術を通じた相互理解、
国家ブランドシナジーへの貢献

- ・クールジャパン戦略（内閣府）
- ・放送コンテンツ等の海外展開（総務省、外務省）
- ・外務省・国際交流基金の文化・日本語事業（外務省）
- ・スポーツ文化ツーリズム（スポーツ庁、文化庁、観光庁）
- ・児童福祉文化財（厚生労働省）
- ・障害者芸術文化活動（厚生労働省）
- ・和食文化の国内外への発信、国産花きや茶の需要拡大、鯨類に関する文化の情報発信（農水省）

戦略2

文化芸術に対する
効果的な投資と
イノベーションの実現

- ・日本商品・サービスの海外需要開拓、伝統的工芸品、コンテンツ産業（経産省）
- ・歴史・文化を活かしたまちづくり、海外日本庭園の再生（国交省）
- ・訪日プロモーション、文化観光資源の活用、多言語化解説整備支援（観光庁）
- ・国立公園の情報発信（環境省）
- ・国際的な文化発信拠点、地域の文化クラスター（文化庁）等

戦略4

多様な価値観の形成と
包括的環境の推進による
社会的価値の醸成

- ・日本商品・サービスの海外需要開拓、伝統的工芸品、
- ・コンテンツ産業（経産省）
- ・歴史・文化を活かしたまちづくり、海外日本庭園の再生（国交省）
- ・訪日プロモーション、文化観光資源の活用、多言語化解説整備支援（観光庁）
- ・国立公園の情報発信（環境省）
- ・国際的な文化発信拠点、地域の文化クラスター（文化庁）等

伝統芸能
暮らしお文化
国語・日本語
芸術

社会的・経済的価値

芸能
メディア芸術
著作権

戦略1

文化芸術の
創造・発展・継承と
豊かな文化芸術教育の充実

本質的価値

多様で高い能力を
有する専門的人材の
確保・育成

戦略5

地域の連携・協働を推進する
プラットフォームの形成

戦略6

今後5年間に推進すべき
170の基本的な施策を記載

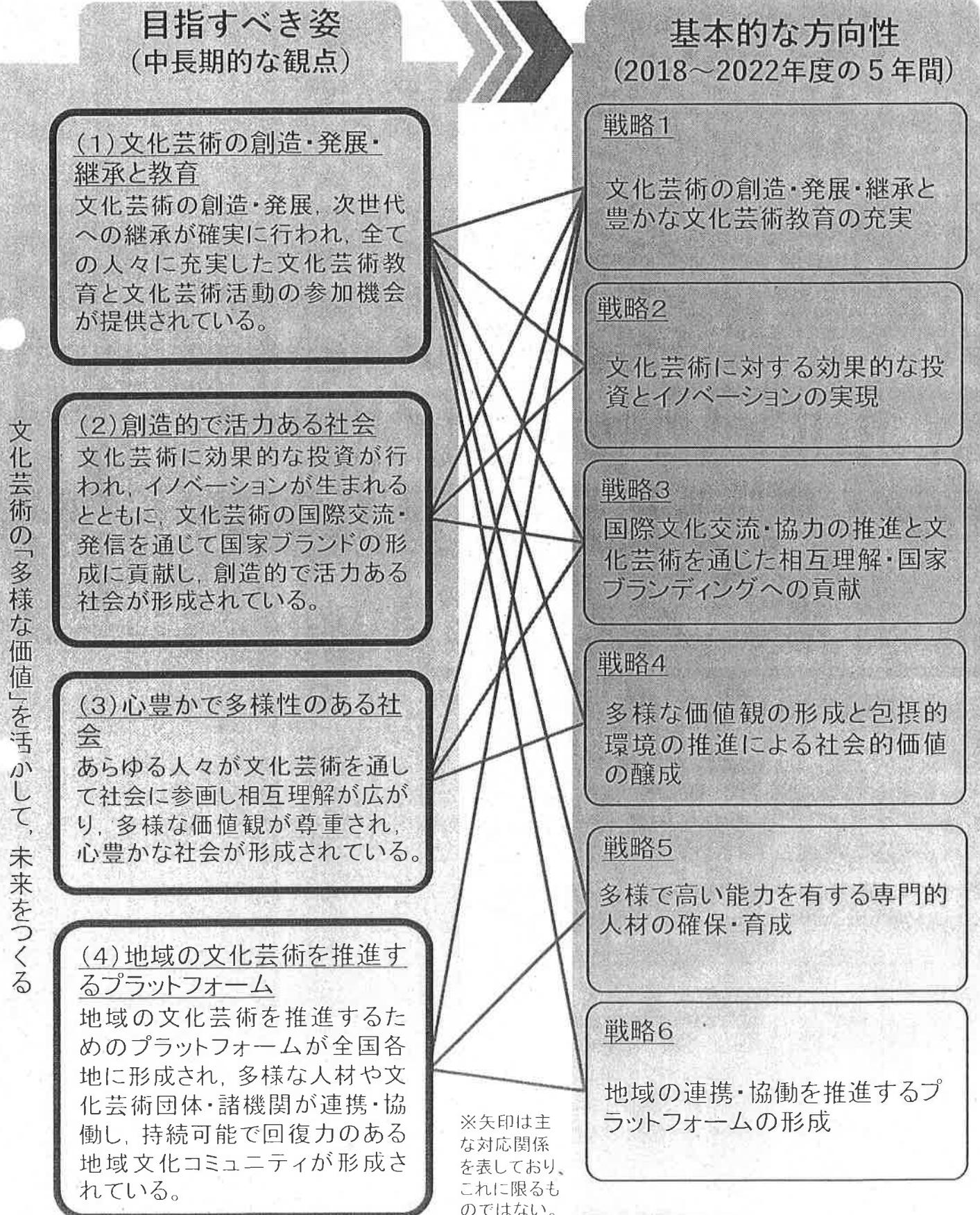
V評価・検証サイクルの確立等

- ・毎年度、文化 GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

VI今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

- ・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

今後の文化芸術政策の目指すべき姿 と今後5年間の基本的な方向性の関係性



文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる